

令和7年7月8日

独立行政法人水資源機構

利根川下流総合管理所長 松村 貴義

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

1. 目的

この歩掛等参考見積の募集は、利根川河口堰大規模地震対策事業で予定している工事の積算の参考とするための作業歩掛と単価の見積を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (2) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契約第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

- (1) 参考見積書は、別記様式に従い、作業項目毎に必要な作業員、資機材の員数または金額等を記載して提出してください。
- (2) 提出期間 令和7年7月17日（木）から令和7年7月23日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後5時まで
- (3) 提出場所

独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所長 松村 貴義 宛

【担当】利根川河口堰管理所 伊藤、陳

〒289-0611 千葉県香取郡東庄町新宿2276

TEL：0478-86-0477 FAX：0478-86-3457

E-mail：takeshi_ito@water.go.jp

sho_chin@water.go.jp

- (4) 提出方法

書面は持参、郵送、FAXまたはE-mailにより提出するものとします。

4. 参考見積内容

見積り募集項目は、潜水工事に係る作業歩掛と歩掛を構成する各資機材単価となります。
見積の有効期限は半年程度とします。これによらない場合は御相談ください。

4-1 利根川河口堰導流堤撤去、復旧（別記様式1）

(1) 作業の基本条件

- ・利根川河口堰左岸下流部における既設導流堤のうち、上流端から7.0mの範囲を撤去します。
- ・施工箇所の水深は潮汐の影響を受けます。河床標高 Y.P. -5.0m、水位は Y.P. +0.0m～+1.5m 程度の範囲で変化します。河床部の水深は最大で7m程度となります。
- ・施工時は施工箇所近傍のゲートは全閉し、流速は無く止水状態を形成します。

(2) 作業項目、作業内容

作業項目	作業内容	作業数量
導流堤撤去	・別添図に示す範囲の部材の撤去。 ・水中ワイヤーソーによる施工を想定。 ・コンクリート殻を積台船で約1km先の船着場で陸揚げするまでを見積対象とする。	1式当り
導流堤復旧	・新設鋼管のクレーン台船による据付と水中アンカーによる定着、新設鋼製架台のクレーン台船による据付までを見積対象とする。 ・新設鋼管及び新設鋼製架台の資材費は見積に含めない。 ・水中アンカーによる定着に関して、水中アンカーの材料費（アンカーボルト及び接着剤）は見積対象とする。	1式当り

4-2 仮締切ゲート端部受圧部構造（別記様式2）

(1) 作業の基本条件

- ・利根川河口堰及び黒部川水門の堰柱間をドライにするために仮締切ゲートを設置しますが、端部堰柱については仮締切ゲートを設置する際の断面が確保できないため、鋼製の受圧構造を設置します。
- ・施工箇所のうち堰下流側の水深は潮汐の影響を受けます。河床標高 Y.P. -5.0m、水位は Y.P. +0.0m～+1.5m 程度の範囲で変化します。河床部の水深は最大で7m程度となります。一方、堰上流側の水位は Y.P. +0.8m～+1.3m の範囲で変化し、河床標高は Y.P. -5.0m となり、河床部の水深は最大で6m程度となります。
- ・施工時は施工箇所近傍のゲートは全閉し、流速は無く止水状態を形成します。
- ・施工時期は洪水期、非洪水期を問わないものとします。洪水期施工でも安全かつ速やかに退避ができるよう、仮設資機材は速やかに撤去できる仕様のものとします。

(2) 作業項目、作業内容

作業項目	作業内容	作業数量
受圧部構造設置(利根川河口堰 1 号堰柱上下流部)	・受圧部構造は鋼製ブラケットをアンカーボルトにて固定する形式とする。 ・受圧部構造の設置にあたっては、アンカー穿孔位置をテンプレート等により詳細にトレースし、全てのアンカー位置を正確に反映した受圧構造体を設置するものとする。 ・水中でのアンカーボルトの定着、鋼製ブラケット構造体のクレーン台船による据付までを見積対象とする。 ・必要な仮設工の設置と撤去は見積対象とする。 ・鋼製ブラケット構造体の資材費は見積に含めない。 ・水中アンカーによる定着に関して、水中アンカーの材料費（アンカーボルト及び接着剤）は見積対象とする。	1 式当り
受圧部構造撤去(利根川河口堰 1 号堰柱上下流部)	・受圧部構造の撤去の際は、アンカーボルトは堰柱表面から突出する部分までを除去するものとする。 ・鋼製ブラケット構造体を積台船で約 1km 先の船着場で陸揚げするまでを見積対象とする。	1 式当り
受圧部構造設置(利根川河口堰 10 号堰柱上流部)	・受圧部構造は鋼製ブラケットをアンカーボルトにて固定する形式とする。 ・受圧部構造の設置にあたっては、アンカー穿孔位置をテンプレート等により詳細にトレースし、全てのアンカー位置を正確に反映した受圧構造体を設置するものとする。 ・水中でのアンカーボルトの定着、鋼製ブラケット構造体のクレーン台船による据付までを見積対象とする。 ・必要な仮設工の設置と撤去は見積対象とする。 ・鋼製ブラケット構造体の資材費は見積に含めない。 ・水中アンカーによる定着に関して、水中アンカーの材料費（アンカーボルト及び接着剤）は見積対象とする。	1 式当り
受圧部構造撤去(利根川河口堰 10 号堰柱上流部)	・受圧部構造の撤去の際は、アンカーボルトは堰柱表面から突出する部分までを除去するものとする。 ・鋼製ブラケット構造体を積台船で約 1km 先の船着場で陸揚げするまでを見積対象とする。	1 式当り

(続く)

作業項目	作業内容	作業数量
受圧部構造設置(利根川河口堰 11 号堰柱下流部)	・受圧部構造は鋼製ブラケットをアンカーボルトにて固定する形式とする。 ・受圧部構造の設置にあたっては、アンカー穿孔位置をテンプレート等により詳細にトレースし、全てのアンカー位置を正確に反映した受圧構造体を設置するものとする。 ・水中でのアンカーボルトの定着、鋼製ブラケット構造体のクレーン台船による据付までを見積対象とする。 ・必要な仮設工の設置と撤去は見積対象とする。 ・鋼製ブラケット構造体の資材費は見積に含めない。 ・水中アンカーによる定着に関して、水中アンカーの材料費（アンカーボルト及び接着剤）は見積対象とする。	1 式当り
受圧部構造撤去(利根川河口堰 11 号堰柱下流部)	・受圧部構造の撤去の際は、アンカーボルトは堰柱表面から突出する部分までを除去するものとする。 ・鋼製ブラケット構造体を積台船で約 1km 先の船着場で陸揚げするまでを見積対象とする。	1 式当り
受圧部構造設置(利根川河口堰 13 号堰柱上流部)	・受圧部構造は鋼製ブラケットをアンカーボルトにて固定する形式とする。 ・受圧部構造の設置にあたっては、アンカー穿孔位置をテンプレート等により詳細にトレースし、全てのアンカー位置を正確に反映した受圧構造体を設置するものとする。 ・水中でのアンカーボルトの定着、鋼製ブラケット構造体のクレーン台船による据付までを見積対象とする。 ・必要な仮設工の設置と撤去は見積対象とする。 ・鋼製ブラケット構造体の資材費は見積に含めない。 ・水中アンカーによる定着に関して、水中アンカーの材料費（アンカーボルト及び接着剤）は見積対象とする。	1 式当り
受圧部構造撤去(利根川河口堰 13 号堰柱上流部)	・受圧部構造の撤去の際は、アンカーボルトは堰柱表面から突出する部分までを除去するものとする。 ・鋼製ブラケット構造体を積台船で約 1km 先の船着場で陸揚げするまでを見積対象とする。	1 式当り

(続く)

作業項目	作業内容	作業数量
受圧部構造設置(黒部川水門1号堰柱上下流部)	・受圧部構造は鋼製ブラケットをアンカーボルトにて固定する形式とする。 ・受圧部構造の設置にあたっては、アンカー穿孔位置をテンプレート等により詳細にトレースし、全てのアンカー位置を正確に反映した受圧構造体を設置するものとする。 ・水中でのアンカーボルトの定着、鋼製ブラケット構造体のクレーン台船による据付までを見積対象とする。 ・必要な仮設工の設置と撤去は見積対象とする。 ・鋼製ブラケット構造体の資材費は見積に含めない。 ・水中アンカーによる定着に関して、水中アンカーの材料費（アンカーボルト及び接着剤）は見積対象とする。	1式当り
受圧部構造撤去(黒部川水門1号堰柱上下流部)	・受圧部構造の撤去の際は、アンカーボルトは堰柱表面から突出する部分までを除去するものとする。 ・鋼製ブラケット構造体を積台船で約 1km 先の船着場で陸揚げするまでを見積対象とする。	1式当り
受圧部構造設置(黒部川水門3号堰柱上流部)	・受圧部構造は鋼製ブラケットをアンカーボルトにて固定する形式とする。 ・受圧部構造の設置にあたっては、アンカー穿孔位置をテンプレート等により詳細にトレースし、全てのアンカー位置を正確に反映した受圧構造体を設置するものとする。 ・水中でのアンカーボルトの定着、鋼製ブラケット構造体のクレーン台船による据付までを見積対象とする。 ・必要な仮設工の設置と撤去は見積対象とする。 ・鋼製ブラケット構造体の資材費は見積に含めない。 ・水中アンカーによる定着に関して、水中アンカーの材料費（アンカーボルト及び接着剤）は見積対象とする。	1式当り
受圧部構造撤去(黒部川水門3号堰柱上流部)	・受圧部構造の撤去の際は、アンカーボルトは堰柱表面から突出する部分までを除去するものとする。 ・鋼製ブラケット構造体を積台船で約 1km 先の船着場で陸揚げするまでを見積対象とする。	1式当り

5. 留意事項

(1) 工事費の構成と歩掛見積範囲

1. 本歩掛参考見積を適用する工事費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（土木工事編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
2. 歩掛参考見積の募集範囲は、基準書で定義されている直接工事費のうち上記(2)作業項目、作業内容を実施するために必要な作業員、資機材の員数等を募集します。

(2) 作業員の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度公共工事設計労務単価」における「調査対象職種の定義・作業内容」によるものとします。

6. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和7年7月8日（火）から令和7年7月11日（金）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

- (2) 提出場所：3. (3)に同じ。

- (3) 提出方法：3. (4)に同じ。

7. 質問に対する回答

質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和7年7月14日（月）から令和7年7月23日（水）まで

- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

8. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担でお願いします。

9. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

10. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、工事の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、工事積算の目的以外には使用いたしません。